

議第 36 号

## 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和 49 年自治振第 10 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）が改正されたことにより、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例

下呂市印鑑条例（平成16年下呂市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（登録資格）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p>	<p style="text-align: center;">（登録資格）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p>
<p style="text-align: center;">（登録をすることができない印鑑）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（登録をすることができない印鑑）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">（印鑑登録原票）</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（印鑑登録原票）</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p>

改正後	改正前
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)	(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記	(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記
(7) (略)	(7) (略)
2 (略)	2 (略)
(印鑑登録証明書)	(印鑑登録証明書)
第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。	第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民	(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民

改正後	改正前
が住民票の備考欄に <u>記載がされている</u> 氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にはあっては、当該氏名のカタカナ表記 2 (略)	民が住民票の備考欄に <u>記載されている</u> 氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にはあっては、当該氏名のカタカナ表記 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和 49 年自治振第 10 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）が改正されたことにより、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 印鑑登録を受けることができない者とされていた「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めます。

（第 2 条関係）

- (2) 第 6 条の「記載」以降のカッコ書きを第 5 条の「記載」以降のカッコ書きへ移します。

（第 5 条及び第 6 条関係）

- (3) 「記載されている」の表現を「記載がされている」に改めます。

（第 6 条及び第 11 条関係）

- (4) この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）